

## 解題

平成二十七年刊行の『伊佐市郷土史誌史料集一』（以下、「史料集一」）では、本城家に關係する史料と明治十四年の戸長役場文書を収めたが、刊行後に追加すべき史料が確認されたため、これらを補備するべく、令和二年度は新たに『伊佐市郷土史誌史料集 補遺一』を刊行することとなつた。以下、本冊に収録した史料について述べる。

### 一 西之表市 本城家文書一

本城家とは、島津豊久の弟島津忠直（源七郎・東郷重虎、一五七四～一六二二）の孫、本城忠辰（源四郎、一六五七～一七一二）を初代とする家統である。家号である本城の由来は、忠辰の祖父忠直が文禄四年（一五九五）九月、菱刈氏に替わり菱刈本城（現、伊佐市菱刈南浦・菱刈荒田）に知行を与えられ、慶長十五年（一六一〇）冬または十六年春から同十九年冬に踊三体堂村（現、霧島市牧園町三体堂）に移るまでの三四年の間本城に住居していたこと、父東郷重頼（内蔵之助・島津忠頼、一六一四～六三）が菱刈本城で誕生したことによる。また忠辰自身も元禄十六年（一七〇三）に大口（現、伊佐市）の地頭代となるなど、同家は伊佐市の歴史とも關係が深いといえる。

今回本冊に「西之表市 本城家文書一」として収める二点の史料、「相良源五左衛門 賴安編集本城源四郎忠辰続錄 東郷内蔵之助忠頼由緒之覚」・「本城氏系図」は、本城家嫡流である西之表市の本城輝勇氏所蔵史料である。両史料は『史料集一』所収「本城家々譜」（国立国会図書館

所蔵）と内容が全く同じであり、字体が楷書であること、用字に若干差異があるものの、仮名の多くを片仮名に改めるなどの点も共通している。しかしながら「本城家々譜」と当該史料を校勘した結果、共に誤脱はあるものの「本城家々譜」の方に不備が多いことが明らかとなつた。更に『史料集一』「本城家文書」（菱刈郷土資料館所蔵、本城二男家の旧蔵、以下「二男家文書」）所収「本城家由緒之覚」を構成する二点の史料、「東郷内蔵之助忠頼由緒之覚」・「家久母堂由緒覚」が「本城家々譜」及び当該史料のほぼ同題の文書と重複するので、これらの校異も検討したところ、「本城家々譜」及び当該史料共に同じ箇所で誤字・脱文があるなどの共通点が見られることから、「本城家々譜」と当該史料が同系統のものであることは疑う余地がない。なお『史料集一』本城家文書「文書解説」では、「本城家由緒之覚」について「おそらく江戸中期に「本城家々譜」の原本から抜粋したものであろう」としたが、同本は二男家本城輝周の朱注により安永六年（一七七七）以前の編集本であることが判明しているので、「本城家々譜」の原本から抜粋ではなく「おそらく「本城家々譜」と共通の史料を集録（輯録）したものであろう」のように訂正すべきかと考へる。

以上の点から考按するに、当該史料は「本城家々譜」の親本、或いは共通の祖本（この場合、編集本）または親本からの写しである。そのため重複史料ではあるが今回敢えて、より良本である当該史料を採録することとした。

史料 자체は虫損・破損箇所も多く、当初綴じ紐が外れた状態であつたのだが、現在では縦折帳の体裁に戻されている。虫損・破損箇所の多く

に傍書きで字句が後補されているが、本冊においては収録にあたり、残画で判読可能と判断した箇所については、煩雑を避けるため削除したことを予めおことわりして置く。

「相良源五左衛門頼安編集本城源四郎忠辰続録 東郷内蔵之助忠頼由緒之覚」（以下、「頼安編集本」）は、半紙の表紙に標題が墨書で示され（後年のものと思われる裏打ちが成されている）、本編は半葉十行四周双边の藍色罫紙（匡郭の左下に「月照堂藤武製」とある）と同じく墨書で記されている。筆跡が「本城氏系図」と同筆であるため、本史料の筆者は本城中之助（一八四五～一九一〇）と考えられる。標題に「相良源五左衛門頼安編集」とあることや、忠辰実兄の相良頼安（一六四一～八九）による本城家創立関連の文書・記録が大半を占めるため、一見しただけだと相良が作者であるように見えるのだが、本史料後半に、同人死後の元禄五年（一六九二）に藩の記録所から忠辰へ渡された「藤原姓島津氏族本城氏系図」についての条書が含まれることから、相良の編集本とするのは実は当たらない。もつとも相良の編集本に同条を追加した増補本が存在し、明治期に中之助がそれを書写した可能性もあるが、それでは条書の順列に不自然さが残るため、現時点では、中之助自身が家蔵の文書・記録を書写集成したことも否定し得ない。なお所蔵者方には前述の元禄五年調製系図の正本（巻子、表紙なし）が現存しており、同系図は「二男家文書」の増補本（袋綴本、『史料集一』本城家文書4号）前半部分の原本とみられる。

本史料の内訳は、「東郷内蔵之助忠頼由緒之覚」と「源四郎忠辰由緒之覚」に大別される。冒頭に収録されている「東郷内蔵之助忠頼由緒之覚」に

は、東郷忠頼の祖父島津家久（中務太輔、一五四七～八七）及びその子孫について、二十二ヶ条に渡つて記した覚書である。年紀・作者名こそないものの、「源四郎忠辰由緒之覚」の収録文書と共に通点が多いため、記事の下限である延宝五年（一六七七）以降、相良の手によるものとみて間違いあるまい。同史料の第二条には、「光明佛」なる人物が自身を豊久と称し、それを「實ノ豊久」と認めた家久長女（即ち豊久と忠直の長姉でもある）が知行五百石を召し上げられたとある。これと類似する説話は、江戸中期以降に成立した「旧伝集」（ただし『新薩藩叢書 第一卷』「薩藩旧伝集」には不載）や「真雄雜集」（伊地知季安編『旧記題苑』に「山田頃雄聞書四郎右エ門といふ、元文元年七月・五年九月十六日五十七にて書おく、二冊あり、」「鹿児島県史料 旧記雜錄拾遺伊地知季安著作史料集八」一七五頁）とある）でも見られるが、これらの説話では「光明佛」なる人名は登場せず、内容もそれぞれ少しづつ異なる点がある（宮下愛「関ヶ原合戦後の島津豊久に関する説話について」〔黎明館調査研究報告 第31集〕所収）。また安永十年に久保之英（一七三〇～九一）が著した『関ヶ原進退秘訣』でも「光明佛」の事件が取り上げられている（『關ヶ原御合戦進退秘訣』〔珍書頒布会、一九一五年〕九五頁、以下、頁番号のみ記す）。

中書供ニテ關ケ原ニ罷立候家來ノ内、臆病者二人豊久討死ヲ見捨テ戰場ヲ相逃候者供、後御國ヲ慕ヒ罷下度折角存候ヘ共、豊久討死ヲ見捨テ罷下リ候ハバ死罪ニ處セラルベク相考ヘ、中書ノ容貌言語ニ能似候出家ノ光明佛ト申ス僧ヲ中書ト稱シ、豊久事實ハ討死ニテ無之落人トナリ竊ニ着レ之由豊久後室ニ申入暫奥ニ召置儀有之候、後僞作別條ナキ旨相顯、皆々洲崎ニ於テ誅セラレ候、此家來ノ者供モ、

豊久儀ハ公ノ御馬廻備ヲ遠ク隔リ討死ニテ候故、其實否御國ニ慥ニ相知レザル筈ト推察致シ、右之通ノ邪計ヲ相企候ト相見得候、〔編者中略〕但豊久後室光明佛ヲ奥ヘ抱置カレシ時分ノ居屋敷ハ何方ニテ候哉

追テ考フベク鹿児島御城下ニテハナキヤト存セラレ候

豊久を見捨てた「臆病者三人」が帰国に際し死罪を免れるために、豊久によく似た「光明佛」を豊久本人に仕立て「豊久後室」の居る奥に入れたものの、「偽作」が露頭したため全員が処刑されたとある。この説もまた「旧伝集」・「真雄雜集」所収の説話と類似しており、同説か、もしくは同種の伝承口碑を基にしたものと考えられる。なお同説が収録されている「旧伝集」について、宮下氏は国立公文書館所蔵「薩州旧伝書」及び鹿児島県立図書館所蔵本を紹介しているが、他にも東京大学史料編纂所所蔵の島津家本「旧伝集」・「薩藩旧伝集」があることも附記しておこう。久保は、「後室タトヒ無智ノ姫婦タリトモ右脉ノ事決シテ企ル事ニテ無之」としているが（九五頁）、家久長女については一切触れていない。また「中務大夫忠榮」を「豊久ノ息」とするなど、説話同様明らかな事実誤認が見られる（六三頁）。久保が如何にして「光明佛」の名を知り得たのかという疑問が残るが、こうした相違点や誤認もまた、久保自身本城家の文書を確認しておらず、その考察が当時流布していたであろう説話・伝承に依拠していることの証左だといえよう。

「源四郎忠辰由緒之覚」は、本城家創立に関する文書が中心であるが（2・7ほか）、家久母についての由緒書（2・10）や忠直没後の遺族の状況を記した覚書（2・13）など興味深い文書も多い。特に2・13では、①忠直跡を襲つた忠頼長兄又九郎（島津忠昌、後に東郷昌重、樺山久広）が余りの困窮ぶりに「心付ノ儀」（おそらく当時多く出されていた加増の

ための「侘」「歎願」であろう）を訴えたものの不首尾となり、不満から「家ノ記録・文書等」を家来に命じて庭で焼き捨てさせたこと、②祖母（家久室、忠直母）を養えないため、やむを得ず伯母（家久二女、佐多久充母）の居る知覧（現、南九州市知覧町）に移ざざるを得なかつたこと、③忠頼弟の市右衛門（東郷重利）が生まれて間もなく「塩テ、」（塩父）に貰われて耕作などに従事させられそうになつていたのを、鶴田（現、薩摩郡さつま町）の西川左京（久守）が同情して壇にしたことなど、「誠ニヲトロヘ果タル見クルシキ」有様が赤裸々に綴られている。なお家久長女の位牌が鶴田の鎮守神社に現存するのは、忠頼長兄が同地の地頭であつたことと無関係ではあるまい（『鶴田町郷土誌』などでは、現存する理由について不明としている）。また家久二女については、江平望氏の「有馬純正筆「佐多氏系譜」」（『知覧文化 第一八号』所収）により、①没年が不明であったが、永吉島津家庶流である九良賀野家系譜により「寛永十九年壬申」と判明したこと、②慶長十五年に三百石を下賜されたことが確認出来る。

「本城氏系図」は縦折痕の残る無罫紙で、表紙及び標題は共に見当たらない。高祖島津家久から明治九年（一八七六）生の本城中之助二女於駒までを同筆で記し、譜中の年号・人名などに朱引がある（「本城家々譜」では朱引は省略されている）。記事の下限が中之助帰麗後の家督再相続についてのものであるため、こちらは明治十三年以降、中之助自身の編集によるものであろう。ただし、中之助が参考したであろう史料などについては現在詳らかではない。

最後にもう一つ、編者は令和二年九月、史料の原本照合のため所蔵者

宅を訪問させて頂いたのだが、その際所蔵者のご厚意により新たに別の

所蔵史料も閲覧・調査させて頂く機会を得た。その中には伊佐市関係の史料など望外の発見も幾つかあったのだが、本稿ではその一班として、本

城家所蔵の「中務大輔家久公御上京日記」が、明治二十三年一月に当時島津家本邸である「磯御邸」へ「御買上」された際の関連史料〔1〕〔2〕を摘記するに止めておこう。同年は伊地知季通（一八一八～一九〇一）が「磯御邸」の命により「旧記雜錄」を増補していた時期と重なるので

（『鹿児島県史料 旧記雜錄拾遺 地誌備考』）五味克夫氏解題参照）、

同日記の購入については季通も関心があり承知していたのかも知れない。

また史料〔2〕は、同日記が「明治廿二年十月廿七日」の時点で「御買

上の運びとなっていた事を示す新史料であるが、本文中の「旧豊民館跡編輯所」については、同十八年十月に市来四郎（一八一九～一九〇三）

が「島津家家記編集方の嘱託を受け」創設された事が知られている（「市

来四郎君自叙伝」『鹿児島県史料 忠義公史料七』一〇一二頁）。すな

わち本史料は本城家と市来との接点の一端をうかがわせる数少ない史料

でもあり、更に市来の編さんである「石室秘稿」所収の「本城家々譜」

は、この頃の写本である可能性が高いとはいえない。

なおこの時「御買上」となった同日記は現在、東京大学史料編纂所所蔵島津家文書に含

まれている（国宝、平成十四年度指定）。同日記については、村井祐樹氏

が「東京大学史料編纂所所蔵『中務大輔家久公御上京日記』（『東京大学史料編纂所研究紀要 第一六号』所収）において来歴を紹介、翻刻もされているので、そちらもご参照方願いたい。

## 〔1〕 御書面請願

謹テ奉拝願候、私家數代家藏致居候本家元祖島津中務大輔家久ノ遊

〔永吉島津家〕

歴日記一巻、御買上被成下候ニ付、代金五拾円編集所ヨリ難有拝受

仕候、依テ領收証御邸執事御中へ宛テ差上置候、就テハ此上恐入奉存候得共、右日記御用相成候御書面頂戴仕置度、其御書面ヲ以家久

ノ日記ニ換ヘ、子孫へ保存仕度奉存候間、何卒情実御採用被成下、

御証明書御下附被成下度、此段伏テ奉懇願候、敬白、

明治廿三年一月廿八日

鹿児島市大字薬師馬場六十武番戸 本城中之助

磯御邸執事御中

右願書ハ明治廿三年一月廿九日、橋口千二<sup>〔子次カ〕</sup>殿宅工持參、直ニ願致置

候事、

〔2〕  
〔印紙〕  
〔朱丸アリ〕  
〔未開封押印指示ノ朱丸アリ〕  
〔未開封押印指示ノ朱丸アリ〕

一家久日記 壱巻

代金五拾圓也 〔朱丸〕

〔朱丸〕

〔朱丸〕  
〔朱丸〕  
〔朱丸〕  
〔朱丸〕

右、御買上相成、腰書之金員正ニ領收仕候也、

〔朱丸〕  
〔朱丸〕  
〔朱丸〕  
〔朱丸〕

〔場脱カ〕  
鹿児島市大字薬師馬何番戸

明治廿二年十月廿七日 本城<sup>〔朱丸〕</sup>

〔朱丸〕

嶋津家執事御中

右離形之通り御認め、旧豊民館跡編輯所へ午前十時御出頭相成候様

〔被脱カ〕  
致度、此段及御照会候也、

二伸、明朝拙宅へ御來状相成候得ハ猶可然乎、

廿七日 種子島 本城様

## 二 明治十四年菱刈郡里村針持村戸長役場文書（追加一）

『史料集一』では、伊佐市菱刈郷土資料館寄託の個人所蔵文書の一部である明治十四年十二月の菱刈郡里村・針持村（現、伊佐市大口曾木・大口針持）の戸長役場文書を「明治十四年十二月菱刈郡里村針持村戸長役場文書」として収録したが、『史料集一』刊行後から平成三十年度までの間に編者が断続的ながら同文書群を再点検したところ、新たな同戸長役場の文書が発見された。年月日無記載の文書も含めいずれも明治十四年のものと考えられることから、本冊ではこれらを「明治十四年菱刈郡里村針持村戸長役場文書（追加一）」として収録することにした。

収録件数は三五件である。『史料集一』収録分は、元来簿冊の形態であつたものが、受入番号「う41」「う42」「う43」に三分割されていたものの、コヨリの残欠により多数の文書がほぼ原状のまま比較的纏まつていた。しかし今回の収録分は、「う11」「う14」「う15」「う16」「う17」「う18」「う19」「う26」「う32」「か14」または後日受入の無号（未整理の史料）などに分散しており、中には無造作に纏められたものもあつた。そのため収録に当たっては日付順に整理し直した上で通し番号を附し、参考のため史料本編には受入時の番号も併記している。収録文書の日付が八月十四日から十二月一日までの期間であることから、上限が十二月三日である『史料集一』収録分と同一簿冊の落丁分といえるだろう。なお本冊編集中の令和二年に実施した同家文書の調査でも新たな文書が確認されているが、到底今回の刊行には間に合わないため、それらについては将来刊行されるであろう史料集に採録されることを期待したい。

内訳は、上申・届など進達に関する文書が多いが、①行方不明者など

の照会（追加7・8・9・10・11）②農業・治水関係（追加6・14・28・31・32・33・34）③学校関係（追加13・17・21・29）④選挙関係（追加18・19）などが含まれる。また追加27のように、里村の新東助右工門外十一名及び針持村の児島小太郎外四十四名が、明治十年以降五ヶ年に渡つて救恤金を分割返納していたことを示す文書もある。当地における西南戦争の影響をうかがわせる史料といえよう。

以上、今回収載した史料について概略を述べてみた。本冊の編集時点では新出史料と出会うなどの健倅もあつたが、かえつて充分な検証が出来ないまま、私見に終始せざるを得ない点が多くあることをお許し戴きたい。終わりに本冊の刊行にあたつて、史料の所蔵者方並びに監修をお引き受け頂いた鹿児島県史料編さん委員の塩満郁夫氏を始めとする多くの方々のご芳志に対し、心から感謝申し上げる。特に西之表市立図書館長の鮫嶋安豊氏は、市誌編さんでご多忙の中、長期にわたり所蔵者方や関係者方に何度もご奔走頂き史料の博搜にご尽力下さるなど、ご協力を惜しまれなかつた。記して御礼に代えさせて頂きたい。

（春山直人）

伊佐市郷土史誌史料集 補遺一

令和3年3月発行

編集 伊佐市郷土史誌編さん委員会

発行 伊佐市教育委員会

伊佐市郷土史誌編さん委員会事務局

〒895-2701

鹿児島県伊佐市菱刈前目2106番地（菱刈庁舎3階）

伊佐市教育委員会 社会教育課図書館係

電話 0995-26-1554

印 刷

あすなろ印刷

〒895-2507 伊佐市大口大田1635

電話 0995-22-5238